

| | |
|-------------------------------------|------|
| 令和4年4月12日 | 資料 1 |
| 第2回 効果的・効率的な実施方法等に関する ワーキング・グループ | |

第3期特定保健指導の見直しの実施状況について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第3期の主な特定保健指導の実施方法の見直し

(1) 行動計画の実績評価の時期の見直し

- ・行動計画の実績評価を3か月経過後（積極的支援の場合は、3か月以上の継続的な支援終了後）に行うことを可能とする。
- ・3か月経過後に実績評価を行う場合、的確な初回面接の実施がこれまで以上に重要である。また、実績評価後に、例えばICTを活用して実践状況をフォローする等の取組が期待される。

(2) 特定健診当日に初回面接を開始するための運用方法の改善

①健診結果が揃わない場合の初回面接の分割実施

- ・検査結果が判明しない場合、①健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から対象と見込まれる者に対して初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成し、②後日、全ての項目の結果から医師が総合的な判断を行い、専門職が本人と行動計画を完成する方法を可能とする。

②特定健診当日に初回面接を行う場合の集合契約の整備

- ・特定保健指導対象者全員（①を含む）に保健指導を実施すると決めた医療保険者のグループと、特定健診受診当日に特定保健指導を実施できる実施機関のグループとで集合契約が締結できるよう、共通ルールを整理する。

(3) 2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導の弾力化

- ・2年連続して積極的支援に該当した者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者について、2年目の積極的支援は、動機付け支援相当（初回面接と実績評価は必須。3か月以上の継続的な支援は180ポイント未満でもよい）の支援を実施した場合でも、特定保健指導を実施したと位置づける。

(4) 積極的支援対象者に対する柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施

- ・積極的支援対象者に対する3か月以上の継続的な支援におけるポイントの在り方や、生活習慣の改善効果を得るための目安となる新たな指標等を検証するために、柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施を行う。
- （※）モデル実施は、一定の要件を満たせば、特定保健指導を実施したとみなすこととする。

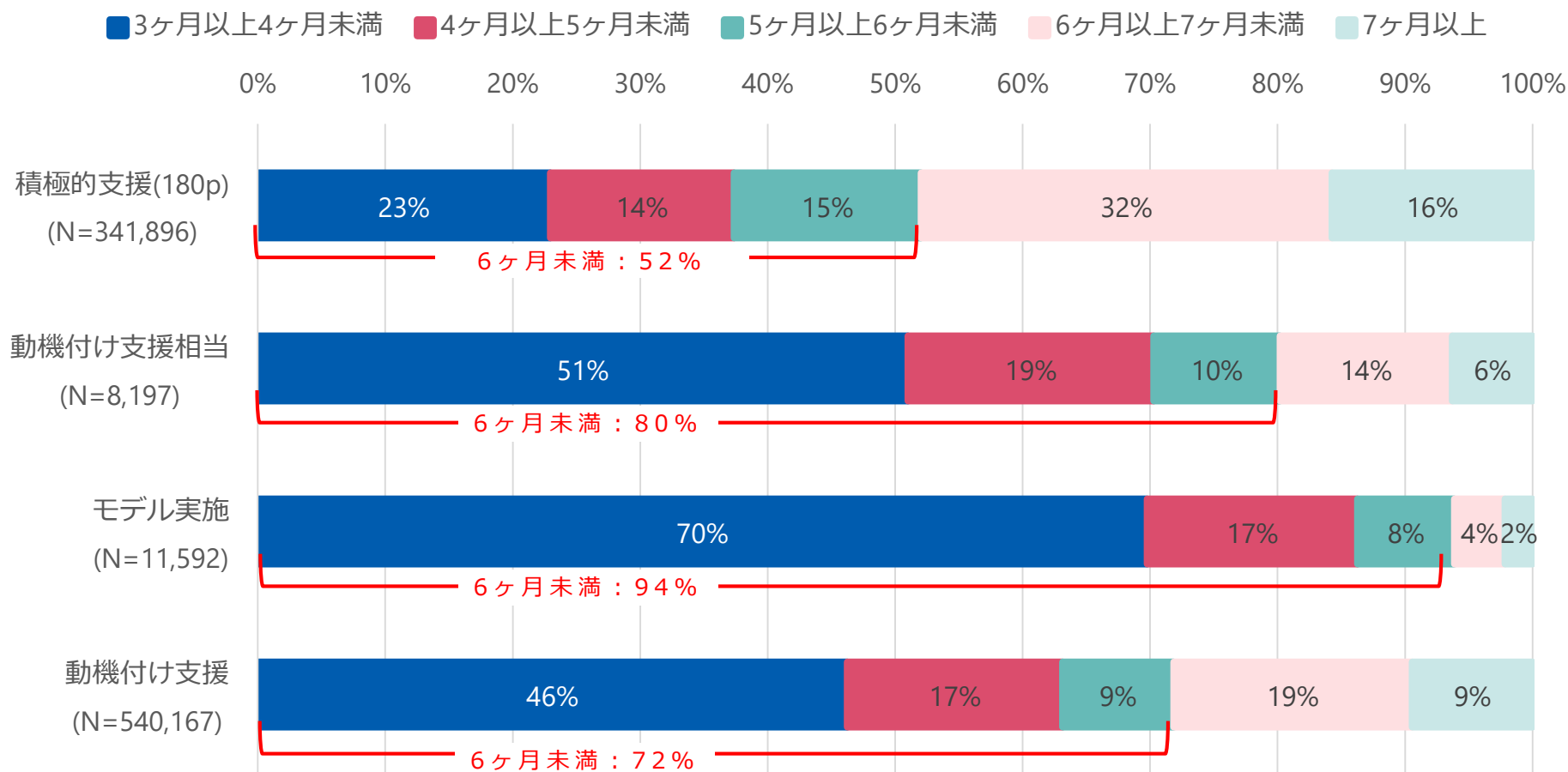
(5) 情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）の推進

- ・国への実施計画の事前の届出を平成29年度から廃止する。

(1) 行動計画の実績評価の時期の見直し —実施状況—

いずれの支援形態でも6ヶ月未満の支援期間が半数以上である。特にモデル実施では94%が6ヶ月未満である。

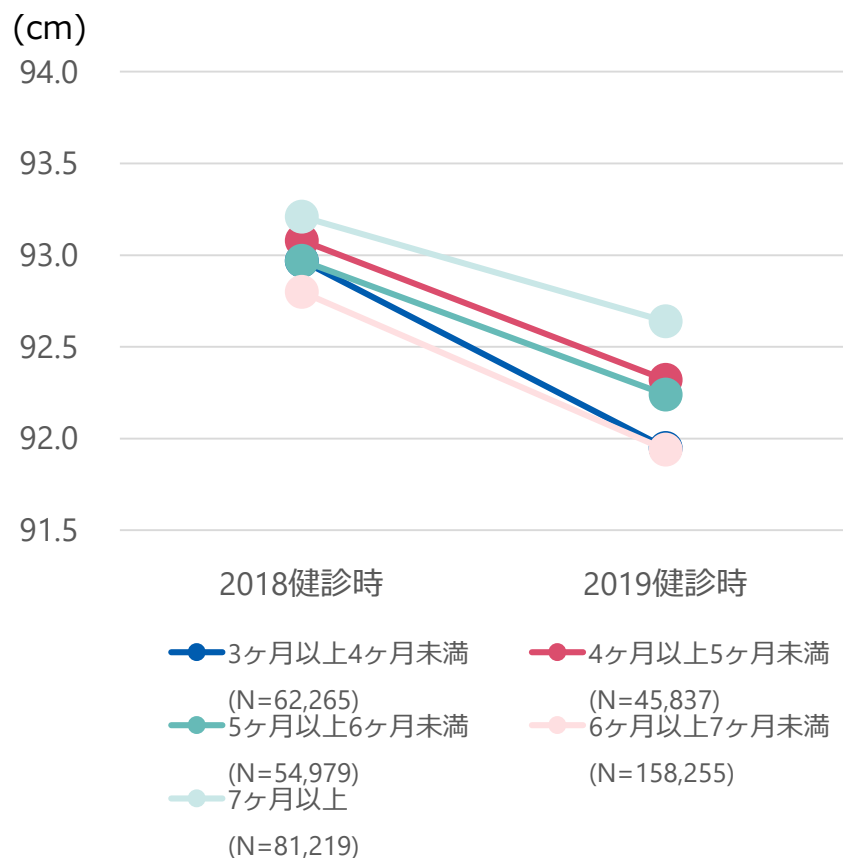
■ 行動計画の実績評価の期間別の割合（2019年度）



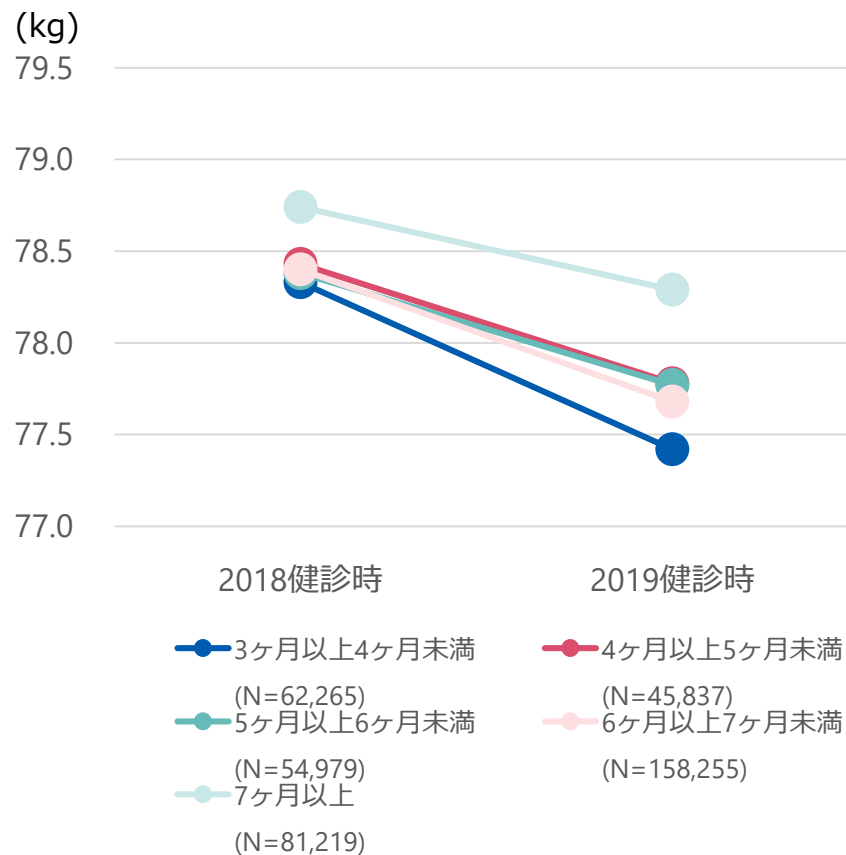
(1) 行動計画の実績評価の時期の見直し — 支援期間別の腹囲等の変化 —

- 積極的支援（180PT）実施者における2018年度健診時と2019年度健診時の腹囲の変化については、どの支援期間においても平均0.6～1.0cm程の減である。
- 体重の変化については、どの支援期間においても平均0.5～0.9kg程の減である。

■ 支援期間別の腹囲の変化【積極的支援】



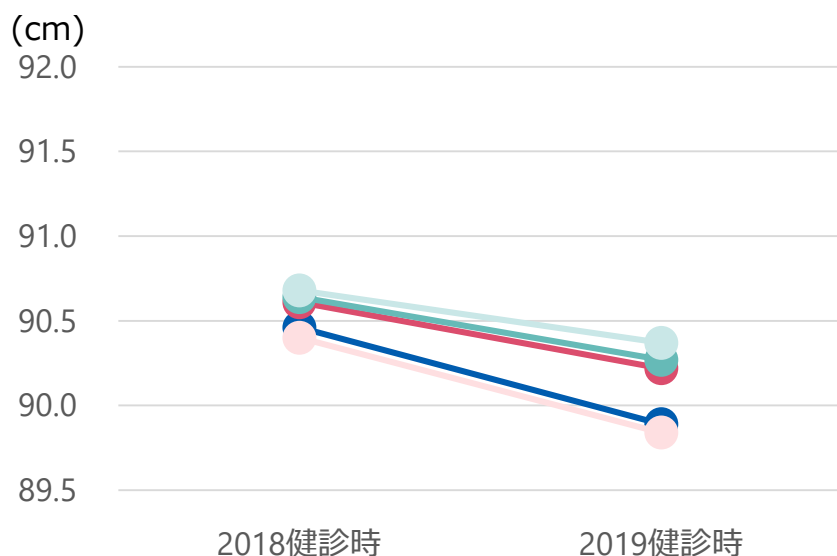
■ 支援期間別の体重の変化【積極的支援】



(1) 行動計画の実績評価の時期の見直し — 支援期間別の腹囲等の変化 —

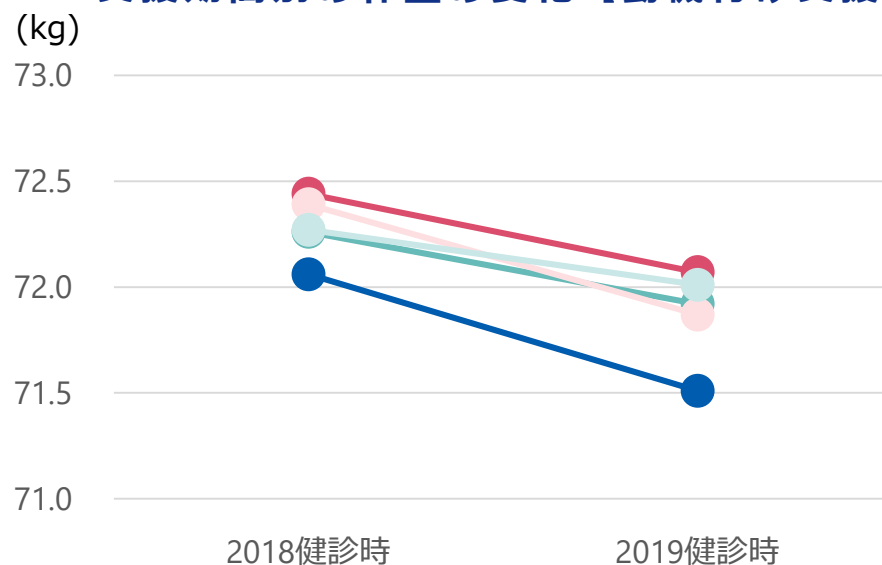
- 動機付け支援実施者における2018年度健診時と2019年度健診時の腹囲の変化については、どの支援期間においても平均0.3~0.6cm程の減である。
- 体重の変化については、どの支援期間においても平均0.3~0.6kg程の減である。

■ 支援期間別の腹囲の変化【動機付け支援】



● 3ヶ月以上4ヶ月未満 (N=213,189) ● 4ヶ月以上5ヶ月未満 (N=85,947)
 ● 5ヶ月以上6ヶ月未満 (N=42,975) ● 6ヶ月以上7ヶ月未満 (N=145,588)
 ● 7ヶ月以上

■ 支援期間別の体重の変化【動機付け支援】



● 3ヶ月以上4ヶ月未満 (N=213,189) ● 4ヶ月以上5ヶ月未満 (N=85,947)
 ● 5ヶ月以上6ヶ月未満 (N=42,975) ● 6ヶ月以上7ヶ月未満 (N=145,588)
 ● 7ヶ月以上

(2) 特定健診当日に初回面接を開始するための運用方法の改善

—実施状況—

- 初回面接の分割実施（特定健診当日に初回面接を開始）は、2018年度からは増加しているものの、積極的支援、動機付け支援のいずれも実施率は低い。

■ 分割実施（特定健診当日に初回面接を開始）の実施状況

【積極的支援】

| | 人数 | | 割合 | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 2018年 | 2019年 | 2018年 | 2019年 |
| | N=474,648 | N=363,490 | N=474,648 | N=363,490 |
| 分割実施あり | 12,226 | 14,878 | 2.6% | 4.1% |
| 分割実施なし | 462,422 | 348,612 | 97.4% | 95.9% |

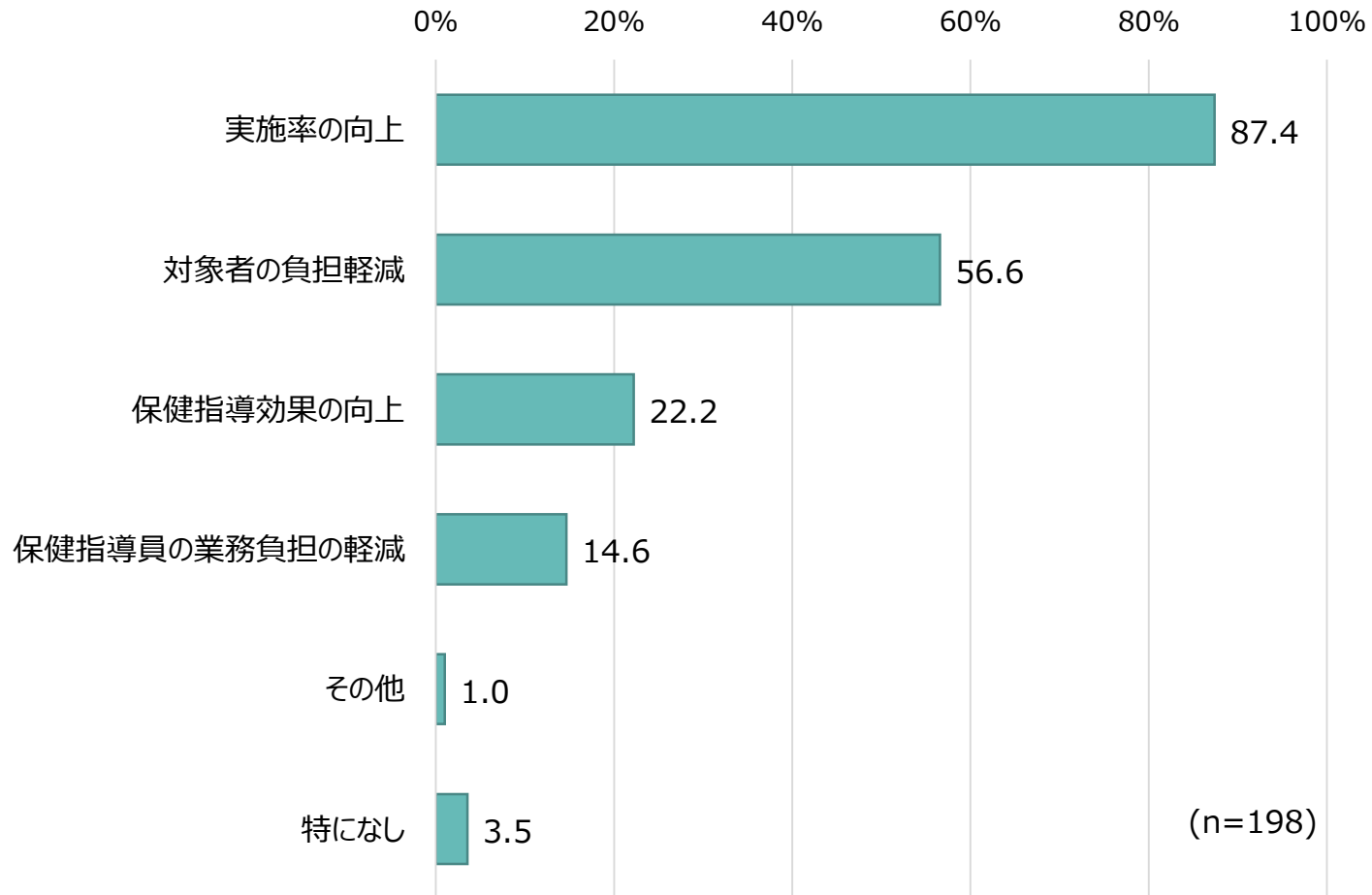
【動機付け支援】

| | 人数 | | 割合 | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 2018年 | 2019年 | 2018年 | 2019年 |
| | N=660,379 | N=544,056 | N=660,379 | N=544,056 |
| 分割実施あり | 14,737 | 22,517 | 2.2% | 4.1% |
| 分割実施なし | 645,642 | 521,539 | 97.8% | 95.9% |

(2) 特定健診当日に初回面接を開始するための運用方法の改善 —効果・メリット—

「実施率の向上」が最も多く、次いで「対象者の負担軽減」が多い。

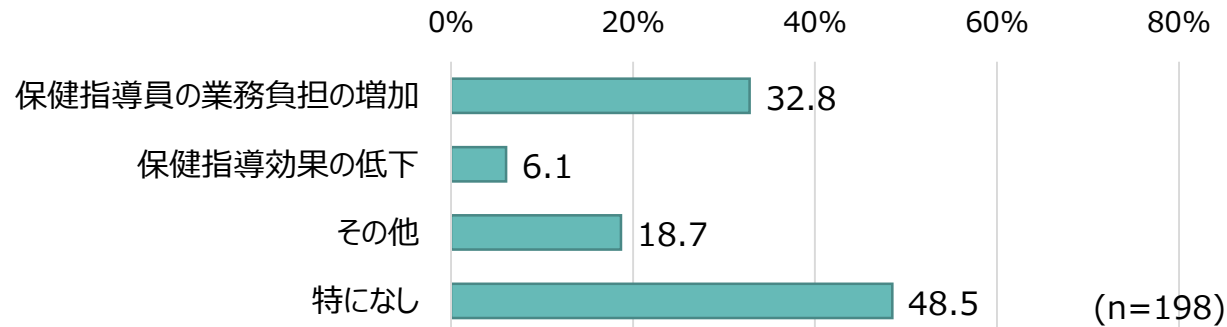
■ 初回面接の分割実施を行っている保険者における効果・メリット



(2) 特定健診当日に初回面接を開始するための運用方法の改善 — 課題、未実施の理由 —

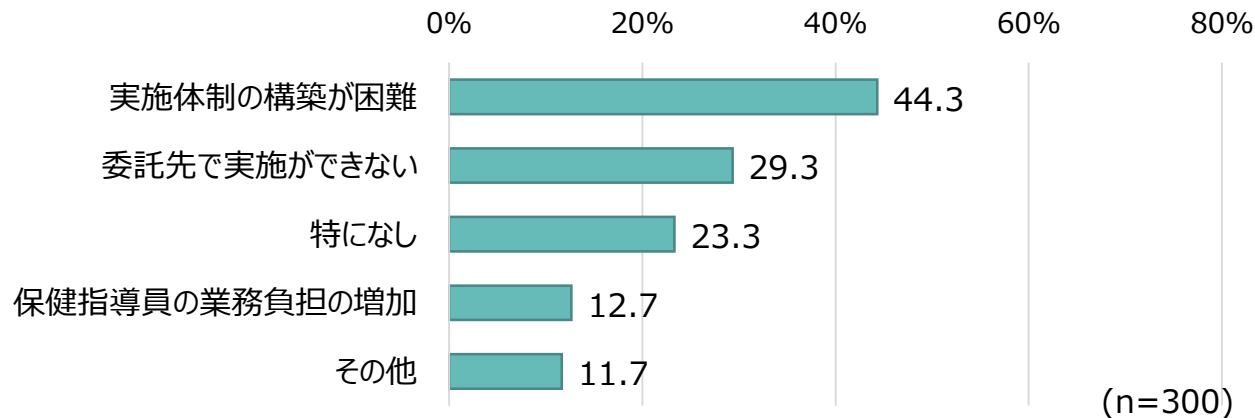
「特になし」が最も多く、次いで「保健指導員の業務負担の増加」が多い。

■ 初回面接の分割実施を行っている保険者における課題



「実施体制の構築が困難」が最も多く、次いで「委託先で実施できない」が多い。

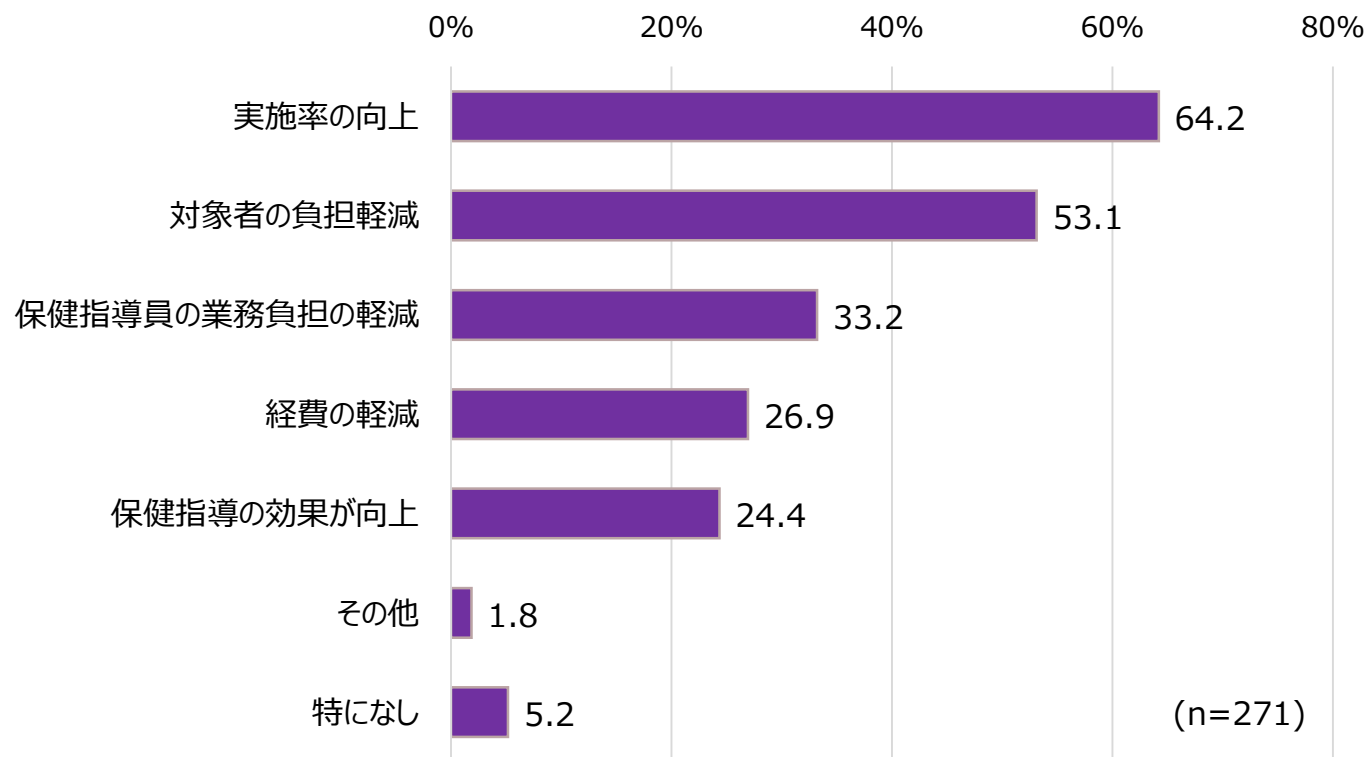
■ 初回面接の分割実施を行っていない保険者における未実施の理由



(3) 2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導の弾力化 ーメリットー

「実施率の向上」が最も多く、次いで「対象者の負担軽減」が多い。

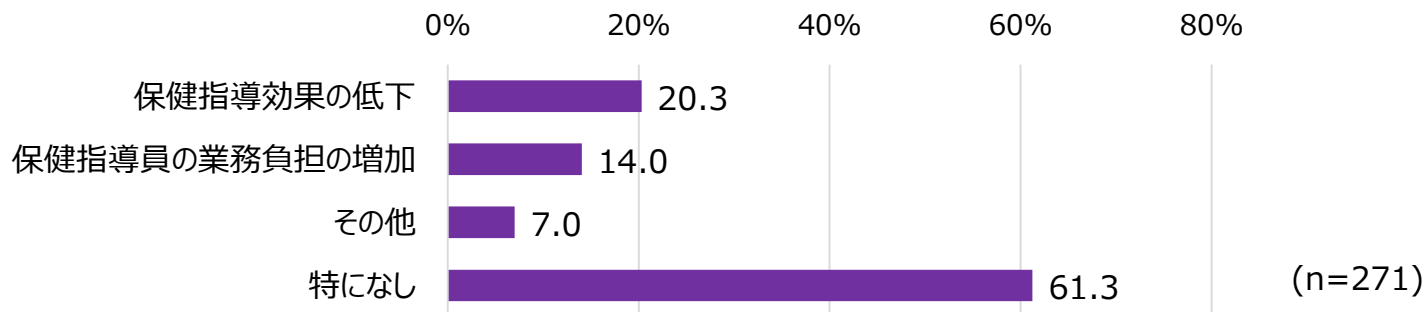
■ 動機付け支援相当の支援※のメリット



(3) 2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導の弾力化 — 課題、未実施の理由 —

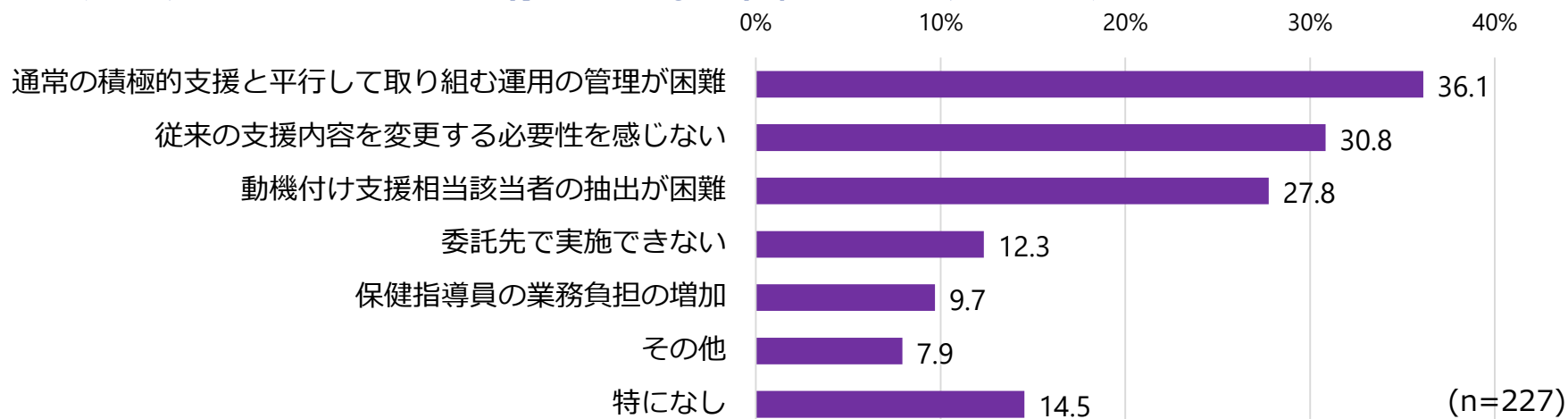
「特になし」が最も多く、次いで「保健指導の効果の低下」が多い。

■ 動機付け支援相当の支援を実施している保険者における課題



「通常の積極的支援と平行して取り組む運用の管理が困難」が最も多く、次いで「従来の支援内容を変更する必要性を感じない」が多かった。

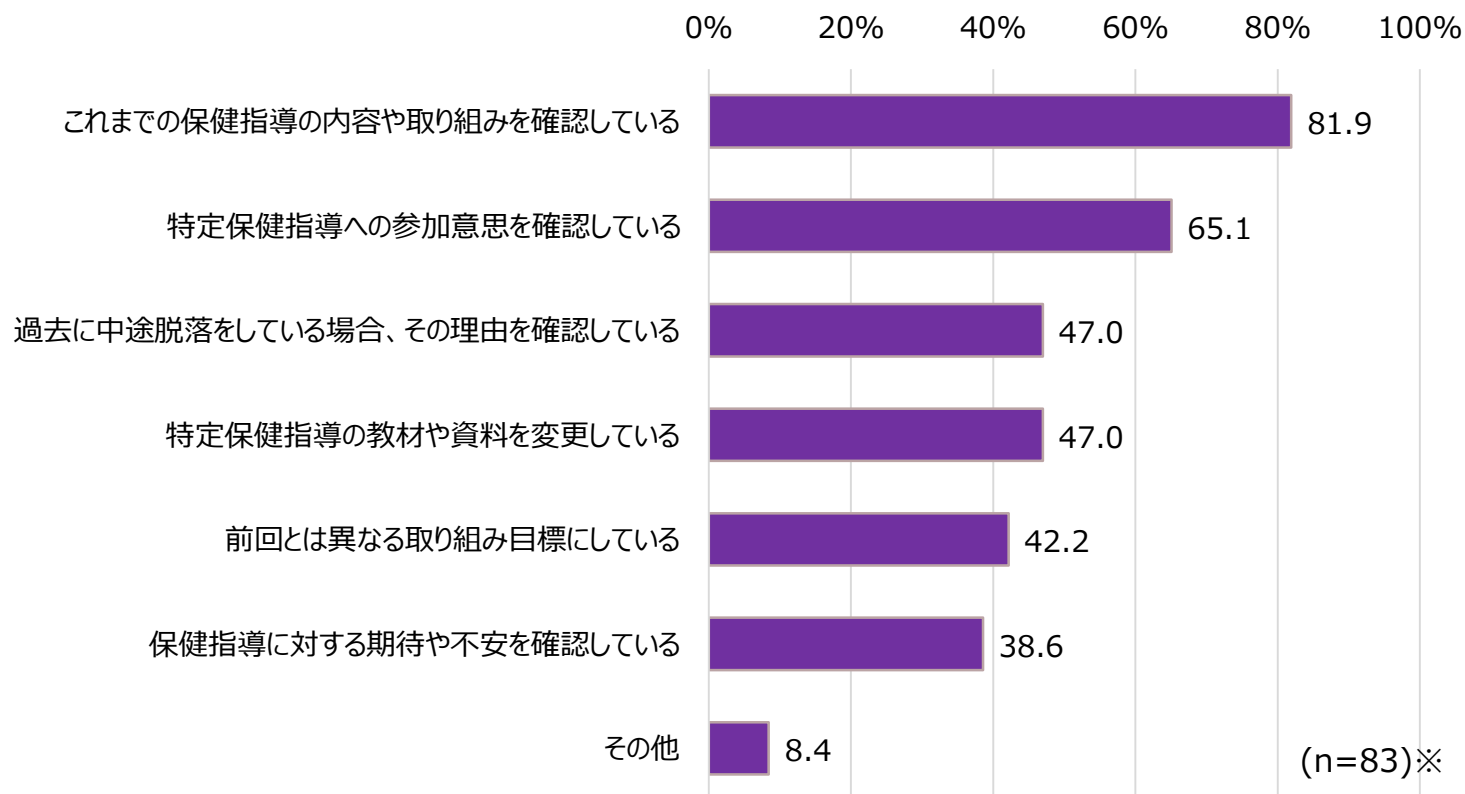
■ 動機付け支援相当の支援を行っていない保険者における未実施の理由



(3) 2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導の弾力化 —リピーター等に対する工夫—

リピーターや無関心者に対しては、「これまでの保健指導の内容や取り組みを確認している」「特定保健指導の参加意思を確認している」等、利用者の個別性を確認する工夫が実施されている。

■ リピーターや無関心者に対する特定保健指導の工夫している内容



※「リピーターや無関心者を分類して特定保健指導に関する対応を工夫していますか」の問いに対し「はい」と答えた保険者